

基融 第27-708号
平成27年 6月 3日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 殿

一般財団法人 建設業振興基金
理事長 内田 俊



地域建設業経営強化融資制度の延長及び下請セーフティネット債務保証の利用促進について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本財団の業務につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地域建設業経営強化融資制度」につきましては、下記のとおり助成内容を変更のうえ、平成27年度末まで延長となりましたが、本制度に係る基金が全て取り崩された段階で助成は終了することとなります(制度は平成28年3月末まで活用できます)。

本財団といたしましては、9月末までに融資実行された分までは助成を行って参りますが、「地域建設業経営強化融資制度」と併せて、「下請セーフティネット債務保証」もご活用していただきますよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

下請セーフティネット債務保証

(詳細は本財団HP参照 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saftynet.html>)

【主な助成内容】

- ①出来高査定助成 (上限2.5万円)
- ②融資事業者に対する助成 (年間5～30万円)

地域建設業経営強化融資制度

(詳細は本財団HP参照 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html>)

【主な助成内容】

- ①金利助成 ※0.5%上限
- ②事務経費助成1 (融資事業者向け) ※廃止
- ③事務経費助成2 (元請建設企業向け) ※廃止
- ④出来高査定助成 ※上限8万円

※被災地要件については、平成26年度と同様の助成

※10月以降に融資が実行された分については、助成金は無くなります(制度は平成28年3月末まで活用できます)。

【担当】

金融支援部(海宝、河原) TEL 03-5473-4575

E-mail kawahara@kensetsu-kikin.or.jp